

## ロシアのウクライナ軍事侵攻に抗議する決議

ロシアのプーチン大統領は、2月24日にウクライナへの軍事侵攻を開始し、子どもを含めた多くの一般市民が犠牲になっている。

ロシアによる武力攻撃は、ウクライナへの重大な主権侵害であり、国際社会ひいては我が国の平和と秩序、安全を脅かし、かつ明らかに国連憲章に違反する侵略行為である。また、子どもをはじめとした一般市民の犠牲者を出し続けていることは、決して看過できない。

このロシアの常軌を逸した侵略は、明らかにウクライナの主権及び領土の一体性を侵害し、武力の行使を禁ずる国際法並びに国連憲章の重大な違反である。日本をはじめとして国際社会は、緊密な連携の下、この事態を速やかに抑え世界的な緊張と対立を防ぐべく、あらゆる外交努力を行うべきである。

阿賀町議会は、ここに、ロシアによるウクライナへの軍事攻撃や主権侵害に対し厳重に抗議の意を表するとともに、ロシア軍が完全かつ無条件で即時撤退させるよう、国際法に基づく対応を強く求める。

以上、決議する。

令和4年3月10日

阿 賀 町 議 会